

# 大分県報

平成二十九年  
第二八四四号  
一月六日

（金曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部改正……………一

### 告示

青少年に有害な興行の指定……………一

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一

道路区域の変更……………三

道路の供用開始（二件）……………三

### 公告

公共測量の実施……………三

平成二十八年年度屋外広告物講習会の開催……………四

### 正誤

平成二十四年四月一日付け大分県報号外（七四）に記載の大分県規則中の訂正……………四

## ○公安委員会規則

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年1月6日

大分県公安委員会委員長 高橋 治 人

大分県公安委員会規則第1号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の大分中央警察署の部の滝尾交番の項中「のうち」の次に「下郡山の手、」を加える。

## 告示

この規則は、平成29年1月7日から施行する。

## ○告示

### 大分県告示第一号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成二十九年一月六日

大分県知事

広瀬

勝貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平二八・ 一二・一六	映画	DM卒業 さよなら、ご主人様	オーピー映画	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがある。
〃	〃	ワイセツ家族 Party II 巨乳嫁の性欲	新東宝映画	
〃	〃	未亡人女将 じゅっぽり啜えて	オーピー映画	
〃	〃	熟女ヨガ教室 今夜はギンギン！	オーピー映画	
〃	〃	ジムノペディに乱れる	日活	
〃	〃	風に濡れた女	日活	

### 大分県告示第二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

平成二十九年一月六日

大分県報（公安委規則・告示）

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

宇佐市大字山本二千二百三十一番地一

三和酒類株式会社

代表取締役 和田 久継

2 特定事業場の所在地及び名称

宇佐市大字山本二千二百三十一番地一

三和酒類株式会社 本社工場

3 設置される特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号二 ろ過施設

種 類	ろ過施設(ステンレス製)	力	八〇〇L/時
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日	許 可 後		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許 可 後		
使 用 時 間 間 隔	連 続		
一 日 当 た り の 使 用 時 間	八 時 間		
使 用 の 季 節 的 変 動	な し		
汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量	単 位	通 常 の 値	最 大 の 値
項 目	単 位	〇・五	一
水 素 イ オ ン 濃 度	単 位	通 常 の 値	最 大 の 値
		五	四

二 事 前 評 価 に 関 する 書 面 の 縦 覧 期 間 及 び 縦 覧 場 所	そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値							排 水 口 名	一 日 当 た り の 排 出 水 量	4 汚 水 等 の 処 理 の 方 法	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値								
		物 質 含 有 量	ノ ル マ ル ヘ キ サ ン 抽 出	大 腸 菌 群 数	り ん 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量				生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	水 素 イ オ ン 濃 度	項 目	単 位	単 位	り ん 含 有 量	窒 素 含 有 量	浮 遊 物 質 量	化 学 的 酸 素 要 求 量
公 共 用 水 域 へ の 排 出 は 冷 却 水 の み	一 以 下	三、〇〇〇以下	〇	〇	二・〇	二・〇	一	五・八〇八・六	通 常 の 値	三 五 〇	通 常 の 値	一 以 下	一 以 下	五 〇	七 〇 〇	九 〇 〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
	七・〇	三、〇〇〇以下	一・〇	一・〇	三・〇	三・〇	一	五・八〇八・六	最 大 の 値	一、〇〇〇	最 大 の 値	一 以 下	一 以 下	六 〇	七 五 〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	

1 縦覧期間  
平成二十九年一月六日から同月二十七日まで

2 縦覧場所  
大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所

大分県告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
県道宝珠山日田線	日田市大字小野字田ノ尻一八〇三番四地先から 日田市大字小野字牛王一九八九番四地先まで	前	六・七 ～ 五・三	一五六・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	六・七 ～ 五・三	一五六・〇	
県道宝珠山日田線	日田市大字小野字田ノ尻一八〇三番四から 日田市大字小野字牛王一九八九番四地先まで	前	七・八 ～ 五・〇	一五九・五	
		後	七・八 ～ 五・〇	一五九・五	

大分県告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

大分県告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

大分県告示第五号

その関係図面は、平成二十九年一月六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道白地日田線	玖珠郡玖珠町大字古後字小迫三四二八番八地内	平二九・一・六

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり杵築市長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十九年一月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類  
公共測量（MMSによる画像データ・レーザー点群データ計測）
- 二 作業の地域  
杵築市
- 三 作業の期間

平成二十九年一月六日

大分県報（告示・公告）

平成二十九年一月十日から同年三月十七日まで

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号。以下「条例」という。）第二十四条第一項の規定により、次のとおり平成二十八年度屋外広告物講習会を開催する。  
平成二十九年一月六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 講習会の日時及び場所

1 日時

平成二十九年二月十五日午前十時から午後五時三十分まで

2 場所

大分市府内町一丁目五番三十八号

コンパルホール

二 講習要目及び講習時間

1 屋外広告物に関する法令 二時間

2 屋外広告物の表示の方法に関する事項 二時間

3 屋外広告物の施工に関する事項 二時間

三 受講対象者

1 大分県内において現に屋外広告業を営む者又は屋外広告業を営もうとする者

2 屋外広告業を営む者の営業所において、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する責任者又は責任者にならうとする者

なお、この講習会の課程を修了した者は、条例第二十五条第一項に規定する業務主任者になることができる。

四 講習手数料

受講申込書に二千円の大分県収入証紙を貼り付けて納付すること。

五 受講申込期間及び受付時間

1 受講申込期間

平成二十九年一月十六日から同年二月三日まで。ただし、日曜日及び土曜日は除く。

2 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 提出書類

屋外広告物講習会受講申込書（土木事務所に備付けのもの）

七 受講申込書の提出先

最寄りの土木事務所

八 その他

その他詳細については、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課又は最寄りの土木事務所に問い合わせること。

○ 正 誤

平成二十四年四月一日付け大分県報号外（七四）に登載の大分県規則中の訂正

ページ	段	誤	正
-----	---	---	---

三三三	下	法第6号様式別表4	総第6号様式別表4
-----	---	-----------	-----------